

小樽市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの考え方 及びスケジュールについて（案）

1 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの実施について

小樽市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」といいます。）は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、小学校未就学児に対する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保並びに事業の円滑な実施を行うため、小樽市子ども・子育て会議における議論を経て、平成27年3月に策定されました。

計画の策定に当たっては、子育て世帯に対するニーズ調査を実施し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の各事業の「需要量の見込み」を算出した上で、これに対応するための「確保方策」（供給量）を定めました。

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定めていますが、市では、平成27年度及び平成28年度の実績を調査した結果、事業計画に記載している「需要量の見込み」や「確保方策」と実績値が大きくかい離している事業が見受けられることから、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（内閣府平成29年1月27日事務連絡）に基づき平成29年度に計画の見直しを行いたいと考えています。

2 見直しの方法

（1）アンケート調査の実施

事業計画の策定に当たって、平成25年11月に子育て世帯を対象にしたニーズ調査（郵送によるアンケート調査）を実施していますが、事業計画策定後のニーズの変化を捉えるため、次のとおりアンケート調査の実施を予定しています。

調査対象	市内に居住する小学校就学前の子どもを、住所地や年齢を考慮した上で無作為に抽出し、当該抽出された子どもの保護者に対してアンケート用紙を郵送し、期限までの回答を求めることとする
調査期間	平成29年10月初め発送 ～ 10月20日締切り
発送件数	1,000件

（2）「就学前児童の推計値」の修正

事業計画における「幼児期の学校教育・保育の需要量の見込み」や「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる各種事業の需要量の見込みを算出するため、就学前児童数の推計を平成27年度及び平成28年度の実績値を基に修正し、より実態に即した「需要量の見込み」及び「確保方策」となるよう見直しを行います。

（3）その他の修正

事業計画には、子ども・子育て支援法第59条第1項各号に掲げる「地域子ども・子育て支援事業」（全13事業）のうち、11事業が位置付けられておりますが、残る2

事業についても本市で事業を開始しているため、計画の見直しに併せて事業計画に登載します。

また、事業計画策定後に、新たに新制度幼稚園や認定こども園に移行した教育・保育施設に係る修正等、所要の修正を行うこととします。

3 見直しのスケジュール

平成29年10月初め	アンケートの発送
10月末	アンケート集計等
11月中旬	事業計画の見直し事務局（案）作成
11月下旬	第3回子ども・子育て会議開催により見直し案の審議
平成29年12月上旬～ 平成30年1月上旬	パブリックコメントを実施し市民意見の聴取
平成30年 1月中旬	パブリックコメントで提出された意見への回答
1月末	事業計画の見直し（最終案）の作成
2月中旬	第4回子ども・子育て会議開催により最終案の審議
3月中旬	事業計画の変更（見直し）、市議会厚生常任委員会への報告

以上